

地域密着型通所介護・第一号通所事業（介護予防相当サービス）
デイサービスセンター谷保運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人誠愛会が開設するデイサービスセンター谷保（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護及び第一号通所事業（（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護及び第一号通所事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2、 地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供にあたっては、要介護者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業所は、地域密着型通所介護及び第一号通所事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 デイサービスセンター谷保
- 2 所在地 東京都国立市谷保6丁目17番地の37
（特別養護老人ホームシルバーハイツ谷保1階）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は別紙のとおりとする。

- 1 管理者 常勤1名（介護職と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 常勤2名 非常勤0名（うち1名介護職と兼務）
生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申込みに係る調整、他の従事者に対する助言及び技術指導、居宅介護支援事業者等との連携・調整を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画及び第一号通所事業計画の作成等を行う。
- 3 看護職員 常勤0名 非常勤3名（うち3名機能訓練指導員と兼務）
看護職員は、利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行う。
- 4 介護職員 常勤3名 非常勤5名（うち1名管理者と兼務、1名生活相談員と兼務）
介護職員は、地域密着型通所介護計画及び第一号通所事業計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行う。
- 5 機能訓練指導員 常勤0名 非常勤3名（うち3名看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- 6 調理員（委託）
利用者の昼食等を調理する。
- 7 運転手
利用者の送迎を行う。
- 8 事務職員等
事務職員等は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日（祝・祭日を含む）
ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

（利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

地域密着型通所介護・第一号通所事業の定員 1日 18人

(地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供方法、内容)

第7条 地域密着型通所介護及び第一号通所事業の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 1 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護
- 2 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。衣類着脱の介護、身体清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助
- 3 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する
食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助
- 4 日常生活動作の機能訓練に関すること
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う
- 5 アクティビティ・サービス(介護予防)に関すること
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操
- 6 送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う
送迎、移動、移乗動作の介助
- 7 相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う

(地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供にあたっては、利用者にかかる地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

- 3 正当な理由なく地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する

2 地域密着型通所介護計画及び第一号通所事業計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画及び第一号通所事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、地域密着型通所介護及び第一号通所事業を提供した際には、その提供日・内容、当該地域密着型通所介護及び第一号通所事業について、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(地域密着型通所介護及び第一号通所事業の利用料等及び支払いの方法)

第11条 地域密着型通所介護及び第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該地域密着型通所介護及び第一号通所事業が法定代理受領サービスである時は、その額の1割とする。

2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて地域密着型通所介護及び第一号通所事業を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 地域密着型通所介護及び第一号通所事業の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は国立市、立川市とする。

(契約書の作成)

第 1 3 条 地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供を開始するにあたって、本規定に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 1 4 条 通所介護従事者等は、地域密着型通所介護及び第一号通所事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 地域密着型通所介護及び第一号通所事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第 1 5 条 地域密着型通所介護及び第一号通所事業は、非常災害に備えるため、特別養護老人ホームシルバーハイツ谷保の消防計画に定める避難訓練等行うとともに必要な設備を備える。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第 1 6 条 地域密着型通所介護及び第一号通所事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 1 7 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(地域との連携など)

第 1 8 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護及び第一号通所事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

4 事業所は、地域密着型通所介護及び第一号通所事業の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 1 9 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第20条 事業所は、適切な地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第21条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで利用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(苦情処理)

第22条 管理者は、提供した地域密着型通所介護及び第一号通所事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。
なお、苦情申立窓口は別紙【重要事項説明書】に記載されたとおりである。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は、全ての地域密着型通所介護及び第一号通所事業従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年2回以上

2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3 地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴

収簿、その他必要な帳簿を整備する。

- 5 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人誠愛会理事長とデイサービスセンター谷保の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 6月 1日から一部改正し施行する。

この規定は、平成18年 4月 1日から一部改正し施行する。

この規定は、平成19年 4月 1日から一部改正し施行する。

この規定は、平成21年 4月 1日から一部改正し施行する。

この規定は、平成25年 4月 1日から一部改正し施行する。

この規定は、平成26年10月25日から一部改正し施行する。

この規定は、平成28年 3月31日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から一部改正し施行する。